

企業版ふるさと納税マッチングサポート業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、企業版ふるさと納税マッチングサポート業務について、公募型プロポーザル（企画提案公募）により、受託予定事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

企業版ふるさと納税マッチングサポート業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

ア 委託料の算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた寄附金を本市が受領した場合、次の計算式で算出した委託料を受注者に支払うものとする。

計算式：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

イ 委託料率の上限は15%とする。

ウ 委託料は、委託期間内に本市が寄附金の受領を確認した場合のみ支払いの対象とする。

エ 令和8年度の予算額は、1,650千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）であり、寄附額の増加により委託料が予算額を超えることが見込まれる場合は、別途協議するものとする。

(5) その他

選定事業者数は最大で2者とする。

2 参加条件

(1) 参加者の資格

ア 令和8・9年度競争入札参加資格者名簿（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供等）に登録されていること（廿日市市指名除外措置の期間中である者を除く）。

又は、当該名簿に登録されていない場合は、「3 提出書類」に示す書類を遅滞なく提出すること。

イ 「3 提出書類」に示す書類により、本実施要領及び仕様書の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

ウ 市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

(2) 参加者の制限

次の条件を全て満たす者とする。

ア 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務（類似業務を含む。）の受注実績を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれ

- にも該当しない者であること。
- ウ 参加申込日において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- カ 事業者及びその代表者が直近 1 年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- キ 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- ク 廿日市市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 提出書類

次の書類を提出すること。

	番号	提出書類	様式等
共通	①	参加申込書兼誓約書	様式 1
	②	<p>企画提案書（※次に掲げる全てについて記載すること。）</p> <p>(1) 業務実施に必要な能力・実績・実施体制等【A 4 用紙 3 ページ以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同業務及び類似業務に関する受注実績、企業版ふるさと納税に関するマッチング実績（マッチングによる過去 3 年分の寄附件数・寄附額） ・本業務の実施体制、担当者 ・本業務の実施スケジュール <p>(2) 業務内容及び委託料率【A 4 用紙 6 ページ以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外企業への PR 方法（手法や他市事業の PR との差別化等） ・PR 先の概要（自社のネットワークを生かして、どのような企業に PR していくか） ・PR 件数（PR する企業数の見込） ・寄附目標額 ・寄附の意向を示した企業が、暴力団その他反社会的勢力に該当しないことを確認する方法 ・その他、本業務において実施できる独自提案 ・提案する委託料率（15%以内での提案とする） 	任意様式

	③	過去に作成した他自治体の企業版ふるさと納税 PR 資料 (最大3自治体分) ※過去に作成した実績がある場合のみ提出を求める。	任意 様式
合 び 簿 令 和 8 ・ 9 年 度 競 争 入 札 参 加 資 格 者 名 簿 (物 品 の 販 売 、 製 造 請 負 、 買 受 け 及 び 役 務 提 供 等 に 登 録 さ れ て い な い 場 合	④	印鑑証明書	各 発 行 元 様 式
	⑤	廿日市市発行の滞納のない証明書	
	⑥	消費税及び地方消費税の納税証明書	
	⑦	商業登記簿謄本	

(1) 提出期日

令和8年5月14日(木)17時15分まで【必着】

(2) 提出先及び提出方法

「10 資料提出及び問合せ先」に電子メール又は郵送(必着)で提出すること。
なお、電子メールで送信した場合は、受信確認のため電話でその旨を連絡すること。

(3) 提出した書類の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届(様式3)を提出するものとする。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合も、参加辞退届を提出するものとする。

(4) 提出された書類の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても、返却しない。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

ウ 原則として第三者へ公開しないものとするが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了以後に情報公開請求によって、公開される可能性がある。

エ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

4 受注候補事業者の選定方法

(1) 書類の審査

市職員で構成する企画提案審査委員会により、別表1「企業版ふるさと納税マッチン

「グサポート業務審査表」に基づいて企画提案書の内容を審査し、提案者ごとの総合評価点（委員全員の合計点）を算出する。

(2) 企画提案審査委員会の構成

委員長	経営企画部長
副委員長	総務部長・産業部長
委員	経営政策課長・財政課長

(3) 受託予定事業者の決定方法

総合評価点（委員全員の合計点）が基準点（300点）を超過した者を受託予定事業者とする。また、3者以上の基準超過者がいる場合、上位2者を受託予定事業者とする。なお、総合評価点と同点の場合は、委員長が順位を決定する。

(4) 審査結果の通知等

提案者には、審査結果を通知する。

また、審査結果の公表は、受託予定事業者の名称、提案事業者数、全提案者の総合評価点（受託予定事業者以外の提案者の名称は不開示として公開）について、市ホームページにより公表する。

(5) その他

- ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。
- イ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。
- ウ 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

5 契約

(1) 契約の締結

受託予定事業者に選定された事業者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）及び廿日市市会計規則（昭和63年規則第13号）の定めるところによる。

6 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、「質問表（様式2）」により質問事項を箇条書きにし、「10 資料提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）17時15分まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、令和8年4月28日（火）に廿日市市ホームページに掲載する予定である。

(4) その他

- ア 質問及び質問に対する回答は、実施要領等の追補とみなす。

イ 質問の内容に事業者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

7 選定スケジュール（予定）

内 容	期 日
公募開始（実施要領の配布）	令和8年4月17日（金）
質問票の提出期限	令和8年4月24日（金）
質問に対する回答	令和8年4月28日（火）
「3 提出書類」の提出期限	令和8年5月14日（木）
企画提案審査委員会（書類審査）	令和8年5月19日（火）
選定結果の通知	令和8年5月21日（木）
契約の締結	令和8年5月下旬から6月上旬予定

8 関係法令の遵守

参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、このプロポーザルにおける手続の公正、公平を害する行為を行わないこと。

9 その他

- (1) 実施要領、提出書類の様式、その他公募に関する資料は、廿日市市のホームページからダウンロードすること。
- (2) 提出書類に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 受託予定事業者の決定後、契約締結までの間に、受託予定事業者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) 参加申込手続及び提案手続で提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名除外を行うことがある。
- (5) プロポーザルに関し、提出された参加申込書兼誓約書及び企画提案書等は、受託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。また、提案者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) このプロポーザルにおいて市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (7) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、市は契約を解除することができる。
- (8) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については受託予定事業者の負担とする。

10 資料提出及び問合せ先

廿日市市経営企画部 経営政策課 企画調整係（廿日市市役所4階）

担当者：中宗（なかむね）

所在地 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 (0829)30-9120 FAX (0829)32-5163

Eメール keieiseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp